

制服		・詰襟学生服（全国標準型学生服） ・上：ブレザー、下：スカート、スラックス（普段棒タイはつけなくてもよいが、式などでは着用する。スラックスの場合は着けなくてよい） ・防寒用タイツ、レギンスの着用可。 防寒着を履いて登校可、その場合は制服は持ってきて、学校で着替えること。 ・スカート丈は、ひざ頭の頂点より長くする。									
	夏服	・白のポロシャツ （6月～体育大会終了時まで体操服登校・体操服で過ごすこと 可、 テスト・式は制服を着用）									
衣 替 え		・季節に合った制服を着用する。各自体調を考え調整する。（行事などの服装は前もって指定する）									
名 札		・学校指定の学年別色名札を左胸につけること。（忘れた場合は仮名札を使用する）									
靴 下		・運動に適した靴下で、派手にならないもの。									
ベルト		・黒、茶系統色のもの。必要以上に穴が開いているものや派手なもの、装飾のあるものは不可。									
通学用靴		・ひも付きの運動靴。									
調節着		・黒、紺、茶、灰色を基調としたセーター・カーディガン。・教室内で授業時のみ上着を脱いでのセーター・カーディガン可。 *サイズは制服サイズに適したもの。 ※校内で調節着を着用する際は名札をつけること。名札をつけていない場合は脱ぐこと。									
鞆		・本校指定の通学用力バン。 ・キーホルダー等を付ける場合は、手のひらに収まり握って隠れる程度、1 個まで。									
頭 髪		・目にかからない程度。学習の妨げになる場合は止めるか、くくすること。その際、派手にならないようにすること。 ・整髪料、脱色、染色、パーマ、過度な眉毛剃りは禁止。									
その他身につけるもの		・登下校時に防寒着、手袋、ニット帽、耳当て、マフラー（ネックウォーマー）の着用可。 ※校内で防寒着を着用する際は名札をつけること。名札をつけていない場合は脱ぐこと。 *フードについては、被ると周りが見えなく危険なため、被ることは禁止とする。 ・防寒のため、授業時に防寒着、座布団やひざ掛けの使用可 ・肌着は、派手にならないようにすること。ハイネックシャツは不可。 ・制汗スプレーや制汗シートを持ってこないこと。									
登下校		登校 8 時 2 5 分に着席していないと遅刻とする。（遅くとも、8 時 1 5 分までに八景坂下を通過すること） 部活終了時刻・最終下校時間： <table border="0"> <tr> <td>3～9月</td> <td>17：00</td> <td>17：15</td> </tr> <tr> <td>10～12月</td> <td>16：30</td> <td>16：45</td> </tr> <tr> <td>1・2月</td> <td>16：45</td> <td>17：00</td> </tr> </table> ・放課後の部活動は下校時刻の15分前までに終了すること。 ・寄り道せず帰宅し、出かける場合は私服に着替えること。 ・提出した通学路に沿って登下校すること。	3～9月	17：00	17：15	10～12月	16：30	16：45	1・2月	16：45	17：00
3～9月	17：00	17：15									
10～12月	16：30	16：45									
1・2月	16：45	17：00									
弁 当		・昼食が必要な場合は弁当を持参すること。帰宅しての昼食や、校外に買いに出ないこと。									
自 転 車		・前にかご、後に荷台のある自転車を通学用自転車にすること。（型、色の指定なし） ・変形ハンドル（アップハンドル、ダウンハンドル、ドロップハンドル等）は不可。 ・自転車、ヘルメットへの落書き、不要なシール等を貼り付けてはいけない。 ・「自転車通学許可願」を提出し、自転車講習会を受け、自転車に「鑑札」を貼付した自転車の通学での使用を許可する。 ・ヘルメットを着用し、あご下であごひもをしめること。 ・校内及び「さつきクリニック←→学校」は乗車せず一列で押すこと。 ・下校時、三輪・松が丘方面に帰る人は「つるやゴルフ」を過ぎるまでは乗車せず一列で押すこと。 ・校内では決められた場所に駐輪し、必ず施錠すること。 ・八景坂は乗車せず、グリーンベルト通行を厳守すること。 ・雨天の場合は雨合羽を着用する。傘をさして運転してはいけない。 ・自転車乗車時はベンチコート、ロングコートは着用しないこと。 ・「自転車通学のルール・マナー」に違反した場合、一定期間、自転車通学を禁止することがある。									
そ の 他		・遅刻、欠席、早退する場合はまなびポケットで当日8：10までに学校に連絡。 ・学校諸費などお金を持ってきた場合、登校後すぐに顧問または担任等に預けること。 ・職員室に用がある時は、カバン等荷物は職員室前の机に置き、入り口で用のある先生を呼ぶこと。 ・学習活動に不要な物を持ってこないこと。（不要物は学校で一時預かり、その後保護者に引き渡す） ・生徒間の金銭の貸し借り、物の売り買いは禁止する。 ・持ち物には必ず名前を書くこと。 ・生徒だけでの外泊、娯楽場（ゲームセンターやカラオケボックス等）への出入りは禁止する。責任のもてる保護者と行動を共にすること。									